

多久市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 6 号

多久市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

多久市敬老祝金支給条例（平成 1 3 年多久市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「1 0 1 歳以上の者」を「最高齢者」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。